

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

スポーツは、県民に夢と希望を与え、勇気づける力を持っているが、新型コロナウイルス感染拡大によって、県民はスポーツに触れ合う機会が減少している。このため、本県が誇るプロスポーツと連携し、デジタル技術を活用した新たな応援スタイルを構築することにより、プロスポーツチームの新たな収入確保策を目指し、スポーツを盛り上げるとともに、県民を勇気づけることを目的とする。

(2) 業務内容

別紙「業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和3年3月31日（水）まで

(4) 予算額

36,000 千円

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和2年10月19日（月） 午後5時 <必着>

(2) 仕様書等に対する質問書について

ア 提出期限

令和2年10月26日（月） 午後5時

提出方法は、電子メールによることとし、宛先は下記担当窓口とする。件名を「ひろしまサンドボックスプロスポーツの新たな応援スタイル構築実証業務についての質問」とし、送信後、提出先に電話により着信の確認を行うこと。

<担当窓口>

広島県地域政策局スポーツ推進課競技スポーツ推進グループ

〒730-8511 広島市中区基町10-52（広島県庁南館2階）

電話：082-513-2644（ダイヤルイン）

電子メール：chisuposuishin@pref.hiroshima.lg.jp

イ 上記(ア)に対する回答日等

令和2年10月27日（火）に、電子メールにより公募型プロポーザル参加者全員に回答する。回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問のみ回答する。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(3) 提案書について

ア 提案書の提出期限

令和2年10月30日（金） 午後5時 <必着>

イ 提案書提出場所

上記(2)アの場所

ウ その他

(ア) 提案書の再提出は、上記(3)アの提出期限内に限り認める。

なお、提案書の部分的な差替えは認めない。

(イ) 提案を取り下げる場合は、取り下げ願い書【様式4】を提出するものとする。

なお、提案書提出期限から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、取り下げ願い書【様式4】を提出するものとする。また、取り下げ願い書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

(ウ) 提出期限までに提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

(4) 提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリング実施場所等

1次審査の結果、総合得点で上位3者程度については、2次審査としてプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ア 2次審査

(ア) 実施場所

別途指定する場所

(イ) 実施日時

令和2年11月6日(金)(別途指定する時間)

(ウ) 時間

提案者当たりの説明時間は30分程度を予定し、内訳はプレゼンテーションを20分以内、質疑応答を10分程度とする。

(エ) 出席者

公募型プロポーザル参加資格を有している事業者。審査会場への入室は3名までとし、主たる説明者は当該業務を実施する際の総括責任予定者とする。

(オ) その他

プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容とする。提案者の希望があれば、プロジェクト、スクリーンは広島県で用意するが、パソコンや表示するデータは提案者で用意すること。

(5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)について

ア 公募型プロポーザル参加希望者は、公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。申請書もしくは書類に不備がある場合、公募型プロポーザル参加資格要件に適合しないものとする。

公募型プロポーザル参加資格確認申請書	(様式1)
会社概要説明書	(様式3)
印鑑証明書	受付日前3カ月以内に発行された正本
登記事項証明書	受付日前3カ月以内に発行された正本
財務諸表	最新決算年度の貸借対照表、損失計算書
納税証明書	「県税及び地方法人特別税」(県税事務所(本所・分室)で交付)、「消費税

	<p>及び地方消費税」(税務署で交付)について、滞納・未納がないことを証明する書面(受付日前3カ月以内に発行されたものに限る)。</p> <p>ただし、広島県内に事務所等が全くないなどの理由により、広島県に対して納税義務がない場合は、「県税及び地方法人特別税」に係る納税証明書の提出は必要ないものとする。</p>
--	--

なお、広島県の平成30～令和3年物品・委託役務競争入札参加資格をもっている場合は、印鑑証明書・登記事項証明書・財務諸表・納税証明書の提出は必要ないものとする。

イ 申請書等の提出

持参又は郵送等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。(民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。)

ウ 虚偽の記載

申請書等に虚偽の記載をした者については、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書を無効とするとともに、指名除外措置を行うことがある。

(6) 最優秀提案者の決定等

ア 最優秀提案者の決定方法

2次審査でプレゼンテーションを行った者の中から、総合評価が最も高い者を最優秀提案者とする。

イ 結果通知日

令和2年11月9日(月)

ウ 最優秀提案者として選定されなかった者に対する理由説明等

(ア) 最優秀提案者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

(イ) 上記(ア)の通知を受けた者は、広島県地域政策局スポーツ推進課に対して、その理由説明を求めることができる。

(ウ) 説明を求める場合は、令和2年11月11日(水)までに、その旨を記載した書類を提出すること。

(エ) 上記(ウ)に対する回答は、令和2年11月13日(金)までに電子メールにより行う。

(7) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。ただし、受託事業者が希望する場合には、概算払いを認める。詳細は別途協議する。

(8) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(9) 参加者の負担について

公募型プロポーザルに関する申請書等、仕様書等に関する質問書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(10) 提出された提案書について

ア 提出された提案書は、返却しない。

イ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案者の提出者に無断で使用しないものとする。

ただし、次の場合には、使用することがある。

(ア) 広島県情報公開条例に基づき公開する場合

(イ) 最優秀提案者の提案書を公開する場合

(11) 関係資料について

本件業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

(12) 第三者の権利

提案内容に含まれる特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は公募型プロポーザル参加者が負う。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約の締結

最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、本県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際に、提出された提案書の内容等を一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が調わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(3) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(4) 契約保証金

公告に定めるとおり。

(5) 地方自治体法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約

適用なし。

4 添付書類

(1) 公告の写し

(2) 仕様書

(3) 契約書（案）

(4) 企画提案書作成要領

(5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式 1】

(6) 仕様書等に対する質問書【様式 2】

(7) 会社概要説明書【様式 3】

(8) 取り下げ願い書【様式 4】

【問い合わせ先】

広島県地域政策局スポーツ推進課 担当：林、田村

電話 082-513-2644（ダイヤルイン）